

隣保館だより

編集 下榎隣保館 〒689-4526 日野町下榎157番地1
電話：72-1191 (FAX兼)
E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp



2009年部落解放人権尊重標語 入選作品決定

部落解放人権尊重標語を募集したところ、200点以上の応募がありました。

6月29日に下榎集会所で町長をはじめ、選考委員により厳正に選考し、次の26点が今年度の入選作品に決定しました。入選者には賞状と記念品が贈られました。

入選作品（敬称略）

【小学校1年生～3年生】

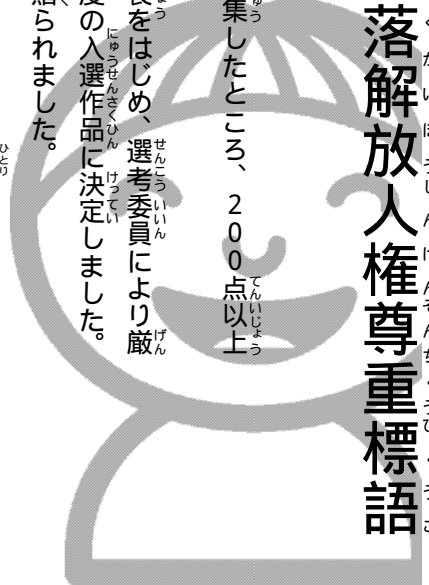
「ありがとう」「めんね」は まほう
のことば (黒坂小1年 竹尾穂乃花)
わる口は じぶんの心も きずつける
(根雨小2年 多賀慎之介)
じぶんが言われていやなこと おとも
だちには 言わないよ
(黒坂小2年 矢田川采華)

けんかをしてきつとかなかりで
きる あなたがすぎ
(黒坂小2年 高橋美里)

きずつくよ いじめはやめよう 大切
ななかま (根雨小3年 生塩実優)
ごめんなさい 声に出すと 気もちが
いいよ (黒坂小3年 金川黎美)

【小学校4年生～6年生】
「やめようよ」勇気を出して言った言葉
きつとクラスが変わるはず

(根雨小4年 川上あすか)
わたしの名前 みんなの名前 それは



一人一人の大切なもの

ありがとう (根雨小4年 毛利智尋)
心の中が あたたい (黒坂小4年 大田瑞稀)

悪口は 自分の心も 傷つける
(根雨小5年 生田健太)

考えよう 人の気持ちと 自分の行動
(根雨小5年 西村洲哉)

無視や悪口 やられる身にもなってみて
(黒坂小5年 谷口佳乃子)

【日野中学校】

心の傷 体の傷より つらいもの
(1年 佐々木航太郎)

悪口は 言わない 聞かない 言わせ
ない! (1年 西村 渚)

変わるうよ 注意ができる すてきな
自分に (1年 松本 希)

勇気だそう その第一歩が みんなを
救つ (2年 坂本茉莉乃)

守りたい みんなの心と みんなの命
(2年 原 直也)

気づかない いじめに気づく その心

【日野高校】

見逃すな 差別という名の はんざいを
みつげよう 一人一人の輝く笑顔
(3年 安達奨悟)
(3年 石田凌一)
(3年 矢田貝理佳)

差別する その心が 弱いんだ
見るだけ そんなあなたで いいで
すか (1年 佐々木裕樹)
(2年 音田智希)

意味もなく はなつた言葉 つきささる
明日より 今日でなくなれ (3年 杉原由香)
(3年 人権差別 小山裕行)
見ないフリ それで芽生える 差別の芽
変わろうよ 今日の自分より 明日へ
(3年 足立繁幸)
(3年 遠藤夏歩)

8月の学習講座予定

■編み物Ⅱ 8月8日(土) 午後1時～
会場Ⅱ 老人憩の家(講師：安達利子さん)
■生け花(草月流) Ⅱ 8月18日(火)
午後7時30分～
会場Ⅱ 下榎集会所(講師：生田清子さん)

※花代が必要です
▼日程など変更になることがあります。
詳しくは下榎隣保館へ▼どの講座も2
時間の予定です。町民となたでも参加で
きますので、お気軽に参加ください

人権のまちひの

2009年7月

「差別落書き」見つかる

6月10日と16日、滝山公園の男子トイレ内で、悪質な差別落書きが相次いで見つかりました。



滝山公園トイレで見つかった差別落書き

町をはじめ、トイレを設置した日野総合事務所、警察や運動団体などの関係者が現地を確認し、調査しましたが、誰が書いたかは不明です。差別落書きは、自分を隠して人を攻撃する、極めて卑劣で悪質な、相手を社会から排除しようとする人権侵害行為で、決して許されるものではありません。

部落差別を正しく知ろう

部落差別は、戦国時代から江戸時代初期にかけて、武士階級が民衆を支配するための身分制度として作られました。身分は「士・農・工・商」とされ、その下に身分外の賤民層を作り、この人々には雑用や死んだ牛馬の処理、牢番

差別と偏見

武士階級は、対立と憎悪をあり、分裂支配して厳しく搾取政策を強めていきました。被差別部落の人々は、その後300年以上にわたり、人として生きる権利と自由を奪われ、極度の貧困と耐えがたい屈辱を余儀なくされたのです。

解放令とその後

明治4年、太政官布告（解放令）により士・農・工・商や差別的呼称は廃止されます。しかし、人々を差別と貧困から解放するための職業対策や、資産・住居などの具体的対策は行われませんでした。

差別の温存・再生産

翌年には戸籍（壬申戸籍）が制定されますが、それには差別呼称が付記され、身分は一目で判別できるものでした。そして、国民への正しい教育もされないまま、誤った偏見が社会の中にもことしやかに伝えられ、差別は温存・再

生産されていきました。昭和51年に戸籍法が改正されるまで、この戸籍は結婚や就職の身元調査資料（部落地名総監など）として悪用され続けました。

差別は決して許されない

基本的人権と自由は、憲法で保障されています。すべての人の人権と自由は、どんな場合でも、どんな状況でも保障され、誰一人として社会から排除・阻害されることのないのです。

差別は、どんな理由であっても正当化されません。

今後の取り組み

町では当分の間、滝山公園のトイレを閉鎖しました。善良に使っていただいていた多くの皆さんにご迷惑をかけることになり、誠に申し訳あり

安心・安全な社会を目指して

人権学習は「私が」、そして「あなたが」、社会の一員として大切にされ、阻害されていないか、また、社会は誰にとっても優しく暮らしやすいかを考え、誤った行動や社会の不合理は改善し、生きる喜びと幸せを感じ明日に希望を

ませんが、書いた人は深く反省し、誤った行動を正してください。

同和問題の早期解決は人権の中心的課題です。基本的人権と自由とが侵害され続けてきた同和問題を正しく理解し、解放への長い運動の取り組みとその成果を、今後の人権学習や活動に生かすことが、さまざまな人権課題の解決につながる基本と考えます。

私たちはこのような考えに立ち、さまざまな学習や活動を重ねてあらゆる差別をなくす努力をしてきました。

今後とも、小地域座談会や町人権・同和教育研究会、町民人権講座や研修会などの機会を通じて、更なる努力を重ねる必要があります。

7月22日（水）は、午前10時から午後1時30分からの2回、山村開発センターで同和問題講演会を開きます。ぜひ参加ください。

持つて暮らしていきける。そのような自己啓発による自己実現と社会づくりを目指す活動です。この差別落書きを機に、さらに人権について考え、身の回りの不合理を正して、安心・安全な社会を一人一人の力でつくりましょう。

差別落書きなどを見つけたら、町人権センター（電話 72 2107）に通報してください